

令和2年度 第2回三次市学校規模適正化検討委員会 会議録

■ 日 時 令和2年11月18日(水) 15:00~17:00

■ 場 所 三次市役所本館6階601会議室

1. 開会あいさつ

事務局 皆さま、今日は、お忙しいところどうもありがとうございます。定刻になりましたので始めさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

ただ今から、令和2年度 第2回「三次市学校規模適正化検討委員会」を開催させていただきます。

わたくしは、本委員会の事務局をさせていただきます、三次市教育委員会学校教育課学校教育係 係長の 中村と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

なお、記録のため、今回もまた、録音をさせていただきます。ご理解いただきますようお願いいたします。

それからですね、傍聴の関係ですけれども、傍聴者がですね、本日は4名の方から、傍聴の申し出がありました。前回の第1回委員会で、運用を決定させていただきました「会議傍聴の取り決め事項」、これに基づいてご入場いただくこととしてよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは入場させていただきますので、しばらくお待ちくださいませ。

《傍聴者入場》

委員 ちょっと声が聞き取りにくいんですよ。マイクなくてもいいんじゃないかと。今おっしゃったことがね、何かわわわーと響いて、ちょっと聞き取りにくい。

委員長 マイク調整しましょうか。スピーカーをちょっとボリューム下げて。

事務局 私の声の関係かもしれませんが、すみません。響きますかね。聞き取りにくいでしょうか。どうでしょうか。良いでしょうか。

委員 さっきよりは良くなった。

事務局 また聞き取りにくい状況になりましたら、ご発言いただければまた調整させていただきますので、一応マイクを使わせていただくようお願い致します。

それでは、次第2の議事に入らせていただきたいと思います。その前に資料の確認をお願いします。

前回お配りした水色のファイルをご持参くださっているかと思えます。その資料は1から9の番号が付してあります。

本日、追加で、委員長の名前の入りました正式な諮問書の写しと前回検討いただきました会議傍聴の取り決め事項、全体スケジュールの(案)の取れたもの、番号10から12の番号を付した資料をお配りさせていただいています。

水色のファイルに綴っていただけるよう穴を開けてお渡ししておりますので、ご自分のファイルに綴っていただくようお願いいたします。

なお、今後も、この水色のファイルの資料により進めさせていただくこととしておりますので、お手数ですが、毎回ご持参くださいますようお願いいたします。

資料は、そろっておりますでしょうか。

それでは、三次市学校規模適正化検討委員会設置要綱第8条第1項の規定により、進行を滝沢委員長へお渡しします。

滝沢委員長、お願いします。

2. 議事

委員長 それでは、次第2の議事に入らせていただきます。

それでは、次第2議事(1)の資料説明を、事務局からお願いします。

2. 議事(1)資料説明

事務局 失礼いたします。三次市教育委員会学校教育課学校教育係 小林と申します。宜しくお願い致します。それでは、本日お配りした資料についてご説明いたします。ここからは、着座にて説明をさせていただきます。失礼します。

「資料10」と「資料11」をご覧ください。

まず、資料10は「三次市立小中学校の通学区域自由化実施要領」、資料10-1は「三次市立小中学校通学区域に関する規則」となります。三次市立小中学校通学区域自由化は資料10-1「三次市立小中学校通学区域に関する規則」に基づいて実施をしております。また、資料11は平成30年度から令和2年度までの通学区域自由化による学校選択希望届の提出状況及び選択理由一覧になります。資料の上にある表では、通学区域自由化制度を活用して指定学校から指定学校以外の学校を選択した児童生徒が何名いたのかについて、小学校・中学校それぞれ一覧になっています。また、下の表では、通学区域自由化制度を使用した理由について、理由別で集計をしています。なお、選択理由については、複数回答が可能となっているため、合計数が上の表とは一致していません。

次に、「資料12」をご覧ください。

これは、文部科学省が作成した「GIGA スクール構想の実現へ」という資料になります。ICTを活用した教育環境についての資料となります。

以上で資料の説明を終わります。

委員長 ありがとうございます。事務局から資料について説明がありましたが、ご質問等はありませんでしょうか。また、内容につきましては見ながら確認しながらご議論をしていただきたいなと思います。

委員 1つよろしいでしょうか。通学区域自由化による学校選択希望届の中で、小規模校、中規模校、大規模校。ごめんなさい。さきほどの資料11ですかね。その中に小規模校、中規模校、大規模校という表記があります。教育委員会の方では、規模的にどれを小・中・大、どれくらいの人数で小中大とわけておられるのか、これをお聞きします。

事務局 失礼します。資料11の2を見てもらいました。

委員 ここに書いてあるんですね。わかりました。失礼しました。

事務局 はい。小規模校の基準と中・大規模校の基準については小っちゃい字で書かせてもらっている通りでやらせてもらっております。

委員 これは、国の基準と大体同じなんですかね。国が示している大体の。

委員長 それとは違います。標準規模っていうのが小学校で、1学年2～3、全学年で12～18というような標準で示されていますけど、それに該当する学校はほとんどないという、のが三次市の現状かと思しますので、これはその議論、三次市に合わせてするよということで作っていただいたように思います。

委員 わかりました。ありがとうございます。

委員 委員の●●です。あの、その他でご質問させてもらえばいいかなと思ったんですが、私が忘れてはいけないので。始めに資料説明というところで、質問を2点ほど、まあ1点と言いますか。諮問書の様式、本年の10月21日に滝沢先生の方に委員長の方にですね、諮問された諮問書と、それから平成21年10月20日に第1回の委員長古賀一博様に諮問された1回目と2回目の資料を、私用意をさせてもらってるんですけども。これは、教育委員会の方からいただいておりますので、その諮問書の中で2点。1つは諮問される方、する方ですか、1回目は教育委員会の委員長前田茂様、2回目は教育長の松村智由様、この諮問者が、

1回目と2回目なぜ違うのかなと不思議に思いましたので、これが1点と。それから、諮問書の中身ですけども、ちょっと長くなって申し訳ないんですけども。諮問書の中に「三次市立小・中学校のより良い教育環境を整備し」のところまでは1回目と2回目一緒なんですけど、1回目は「充実した学校教育の実現に資するため」という文脈で、2回目は「充実して学校教育の実現を資するため」と、この2回目の10月21日の最初読まさせていただいた時に「はてな？」と直感的に思いましたので。実は「てにをは」の使い方ではないかなと。常識と言いますかね。「てにをは」の使い方、この使い方によってこの諮問書の中身の意味が、若干違って来るかなという思いがしましたので。1回目は「充実した学校教育」これは意味わかりますけれども、「充実して学校教育の実現を資する」というのは、文脈として意味が通じないのではないかなという思いがしたものですから、この点をちょっと、教えていただければと思います。以上です。

事務局 失礼いたします。学校教育課長の原大原です。さきほど質問がありました、諮問書の諮問する方の側なんですけれども、前は教育委員長ということになっております。これが平成26年度に法律の改正がありまして、それまでは教育委員の中から互選で委員長を選ぶ、ということになっておりましたけれども、平成26年度4月1日に施行されました「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」というものが改正されまして、議会承認を受けた教育長が教育委員会を代表することに改められましたので、そここのところで変わってきたということでございます。それから、指摘していただきました「充実して」と「充実した」というところなんですけれども、これはちょっと確認させてもらいまして、また誤字でしたら改めて正しいものを委員様にお配りするということで、ご了承いただきたいと思っております。

委員長 ほか、よろしいでしょうか。はい。ありがとうございました。

2. 議事(2)三次市小中学校の現状と課題について

委員長 では続いて議題2の「三次市小中学校の現状を課題について」ということで、今お配りいただいた資料、私の方で少しずつ皆さんと共有しながら確認しながら現状と課題ということで意見を交わさせていただきたいという風に思います。

まず、綴りになっております水色のファイルをめくっていただきまして、

【資料1】「三次市立小・中学校の規模及び配置の適正化」に係る基本方針

これは現状と課題ということではないんですけども、前回の検討委員会での方針の要約版ですので、確認をさせていただいた方がいいかなと思います。特に「2具体的な事項について」ですが、前回の委員会ではどのような方針を示されている

るのかというところで、一旦確認をさせていただきたいと思います。

2 (1) 規模及び配置の適正化の対象について

ア 小学校については、現在の中学校区をベースとした小学校の規模及び配置の適正化を進めていきます。

イ 中学校については、将来的に検討しなければならない時期が来ることは考えられますが、現時点では対象にしないこととします。

約10年前の検討委員会では小学校を対象に検討されたということになります。

(2) 適正規模について

適正規模については、学級数や児童数等の市内一律の基準を設けるのではなく、各地域の実情を勘案し、弾力的に検討していくものとします。

(3) 該当小学校の適正化の検討をスタートさせる時期について

答申においては、後の方に答申本体がございますけれども、

「『全学年が複式学級である、いわゆる完全複式』となった時点、もしくは更に小規模化が進んで『2つの学年で児童数がゼロ』となった時点」と明示されていますが、情報提供については、できるだけ早い時期に行う必要があると考えられること、また、2つの学年の児童数がゼロであることに比べ、同級生が他にいないこと又は少ないことが、より子どもたちの教育に大きな影響を与えると考えられることから、適正化の検討をスタートしていく時期については、「完全複式となった時点」をその目安とします。

こういう答申が出されているということです。本委員会で、この答申に従わなければならない、そういう拘束はないと思いますけれども、充実した議論の末にこういう方針が示されましたので、本委員会でも十分に参考にさせていただきながら、議論を深めていきたいという風に思います。

続きまして、

【資料2】三次市立小・中学校の規模及び配置の適正化（答申）

これは、先ほどありました答申の本体です。平成22年3月教育委員長に対して示された答申ということになります。中身について詳細を全部確認する時間はございませんが、このような形で答申をまとめたいということがございますので、こういう形になるように議論を皆様と深めていきたいということです。1つの形としてはよく出来たものだというように思います。まず、

「1. はじめに」

検討する必要性、あるいは重要性とこういうようなものについて述べられています。

「2. 三次市立小・中学校の児童・生徒数の推移」

これにつきましては、この綴りの中に新しいもの、現行のものをこの後推移した

ものを綴っていただいておりますので、それを確認しながらまた議論を進めたいと思います。

「3. 三次市立小・中学校の現状」

これも規模等に関してこういう形のデータを示していただいて、それを踏まえた議論が、あるいは答申がなされたということです。これと同様の資料についても、今回の教育委員会事務局の方で示していただいておりますので、それを踏まえて議論を深めさせていただきたいという風に思います。

「4. 三次市立小・中学校の課題」

課題をどういう風に捉えるかというようにことも項目として大きな項目としてあります。後の方でまた時間を取って議論をしていきたいと思いますが、その前に、8ページの真ん中、その前段として、「適正」という言葉は何をもって適正なのか、こういう議論も重ねていただいて答申が出たということがございます。これは後で確認をしたいと思います。いくつかの論点を側面から適性を考えて、適正化という概念を検討して、結論、答申をされたという風になっております。これは後で時間を取って、適正とは何かというところで時間を取って取り組みをいただきたいと思います。10ページを見ていただきますと、

「5. 学校規模等の適正化の必要性」

適正という概念、考え方を踏まえて、やはりそういう考え方ですと、現状三次市では適正化が必要なのではないかというような内容になっております。

「6. 学校規模等の適正化に対する考え方」

方針がこういう形で示されています。今日はできればこの適正化に対する方針ということをご議論いただいて一定の方向性が見えてくるのではないかなと思います。繰り返しですけれども、充実した議論のもとに出していただいた答申ではありますけれども、これに縛られるということではありませんので、参考にはするということです。自由にご議論をいただきたいと思いますが、前回の委員会では適正化に対して方針として、学校規模の適正化は、大規模校、小規模校のそれぞれの適正化を考えなければなりません。という方針を示されます。ただまあ、最も大規模校な学校においても、分割や新設を検討しなければならない状況ではないため、前回の検討委員会では現時点では小規模校の適正化を議論の中心とする。そういう方針で答申をまとめたという風になっています。この辺についても、先ほど言いました適正化とは何かということで、これに縛られずに適正とは何かという、ぜひ深めていきたいと思います。

「7. 学校規模等の適正化に向けた基本的な方策」

ここで先ほど示されました13ページの上ですね。こういう適正化という議論をしていく目安として、検討していく目安としてということで、13ページのまた、という段落が最初にありますけれども、その2行目、1行目ですか、子ど

もたちにとって望ましい教育環境や税の公平負担の観点、複式学級解消に向けた国の動向等も考慮して、適正化の検討をスタートしていく時機の目安を、小学校において「全学年が複式学級である、いわゆる完全複式」となった時点、もしくは更に小規模化が進んで「2つの学年で児童数がゼロ」になった時点のいずれかを考えます。という形の方針が示されたということです。ただし、その配置ということに、どこに中学校を、小学校を配置していくのかという風なことにつきましては、詳細を確認していただければと思いますが、地域コミュニティの基盤というそういう学校の位置づけがある学校ということ。また、下の方にあります、中学校区というのがコミュニティ形成の基盤になっているので、それを前提に議論を進めた方がいい。また、適正配置を進めるにあたっては、画一的な統廃合案を提示するのではなく、その地域の実情に合わせた議論を深めた、というような答申が示されています。以上のような形で答申をまとめていくんだというところを共有させていただき議論を進めさせていただきたいと思います。繰り返しますが、この答申等に縛られるという必要はございませんので、十分にご議論をしていただくようになろうかと思えます。

【資料3】三次市教育要覧

三次市の教育要覧です。公開されておりますが、さまざまな三次市の概要、あるいは目指すべき学校教育のあり方等ですね、いろいろ詳細が載っております。すでにご覧いただいているかもしれませんが、特に12ページ以降、この小中一貫教育に取り組んできたというのが、大きな取り組みの特徴というか、あるいは実績というか成果ということになります。これについてもいろいろな取り組みをなされている成果が上がっているということが示されています。これも議論の中でご確認いただきたいということで、指摘させていただきたいのですが、42～43ページ、この中で教職員数というのがございます。基本的には公立の小中学校というのは、県が、都道府県がその費用3分の2を負担するというようになっております。3分の1が国が負担するというようになろうかと思えます。通常、県費教職員と言う言い方をしますけれども、三次市が独自に予算を組んで教育の充実のために雇用している市費の教職員数というのが42ページ43ページの真ん中くらいに「市費教職員数」というのがございます。こういうような形で、三次市としては国の基準に基づく教職員の配置に加えて、市の方で予算を配置して、教育の充実に努めているということがわかると思えます。

【資料4】三次市立小・中学校 位置

配置というようなことがあります。あるいは学校の配置がございます。あるいは学校の連携ということがございます。そういうことから、地理的な状況というもの、委員の皆さん地元の精通された方とは思いますが、改めて地理的な配置になっているのかというようなこと、通常の中学校間、小学校間の道路につい

て距離なんかも示されています。

【資料 5】市内小学校別児童数推移表

これは、令和 8 年まで小学校ですけれども、どのような形で住民基本台帳を前提にこのような形で児童数が推移していくかというところが出ております。このへんも議論の前提になろうかと思います。

【資料 6】市内小学校別児童数推移表（各中学校区毎グラフ）

これは、さきほどデータをグラフ化したものです。

【資料 7】市内中学校別生徒数推移表

これは、市内の中学校の生徒数ですね。令和 8 年度までどういう形で中学校推移していくことが確認できると思います。

【資料 8】市内中学校別生徒数推移表

資料 8 につきましては、先ほどのデータをグラフ化したものです。

【資料 9】三次市内小学校規模適正化の状況（平成 15 年～令和 2 年）

適正化を図ったその後、学校がどのような形で活用されているかということです。あるいは、その学校に通うという地区の子どもたちが、どういう形で学校に通っていくのかというようなことも確認できるかと思います。

【資料 10】三次市立小・中学校の通学区域自由化実施要領

【資料 11】令和 2 年度通学区域自由化による学校選択希望届提出状況

今日お配りしました資料の中で、この通学区域に関する自由化というのがございます。これはまた詳細はご確認いただきたいと思いますが、また補足があれば、委員の先生方にご確認いただければと思います。基本的には現在は、三次市は、市外からの転入、あるいは入学時点で学校を選べる、そういう形になっていることの根拠となる規則と要綱がついております。その仕組みのもとでどのような学校選択、通学区域の自由化のもとで、どのような学校が、選択されているのか、先ほどご指摘ありましたけれども、それについての資料が平成 30 年から令和 2 年の変化が見れるような形になっています。これにつきましては、基本的な傾向というのは、やはりこの 3 年間そう大きくは変わっていないのではないかなと見て取れると思います。どういうことかと申しますと、例えば平成 30 年ですと、小規模校、この場合の小規模校小学校においては複式学級のある学校、中学校は全校 50 名未満の学校から、中規模校あるいは大規模校に選択したというのが、小学校 8 名、中学校 3 名ですね。ただ、三次市全体の学校選択の状況でいいますと、中大規模校の児童生徒さんが、そちらに入学するはずの予定の生徒さんが、別の中大規模校を選んでいるというのが、三次市の通学区域自由化の大半の部分でそれが確認できると思います。それが過去 3 年間同様の傾向になっている。またその理由ですね。なぜその学校を通学区域等を変えて別の学校

を選んだのかということと理由がその下にあります。特に確認しておきたいのは中学校、前回の委員会でもありました、希望する部活をしたいためという複数回答ですけれどもね、14名、43.8%の生徒さんが答えている。あるいは小学校ですと、通学に便利なためという傾向、やはり安全で便利な所に通いたいというところもあるのかなとそういう風に読み取れる。あるいはそれより2つ下、指定学校よりも大規模校へ通学したい、より大きな学校へ行きたいという傾向、あるいはそれと同じように、むしろそれよりも小さい学校、これもさきほど上の方でも言いましたように、中大規模校から中大規模校に、中大規模校から小規模校ではありませんが、より大きい学校、より小さい学校というような、ほぼ同様の傾向で選ばれているということになるかと思えます。その辺のご議論の前提として確認していただければという風に思います。

【資料12】GIGA スクール構想の実現へ

私の方の説明が最後、GIGA スクールということ、これは添付にあった、あるいは皆さんニュースでご存知かと思えます。一人1台のインターネットタブレットを子どもたちに使えるような状況にしましょうということで、教育委員会の方で進めている施策で、これ非常に大きな学校の在り方ということで、大きな変化がもたらされるであろうということで注目をされていることで、これについてもまた私も皆さんと共有したいこともありますので、議論の中で詳しくはご紹介したいと思えます。

以上、私の説明で改めて確認をして、議論を進める際に共有ということで、確認をさせていただきました。資料の内容についてはよろしいでしょうか。

それでは、今見ていただいたような現状を踏まえつつ、議題(2)ですね、「三次市小中学校の現状と課題」ということで、それぞれ委員の皆さんから、現状認識そしてその課題ということで、自由にご意見いただきたいなと思えます。いかがでしょうか。どなたでも結構です。

委員 それではですね、先ほどの資料見ていただきたいんですけども。資料番号2番の答申なんですけど、11ページ、今日の資料にも配布してありましたが、小規模、中規模、大規模っていう書き方がしてありますよね。前回の答申では、この11ページに「小規模校のメリット・デメリット」という表現があるんですよ。これを小学校長会の方で検討しました。私の意見も加えてここちょっと話をさせてもらいたいんですけども、現状がかなりこの当時と変わってきています。どちらかという世の中、“大きい方がいい、小さいのはダメ”っていうのが風潮です。今広島県内見てみましても、ほとんどの市町が統廃合を進めています。現状、学校が残っているのは三次市です。周辺部の安芸高田市も、ここ数年で一気に統

廃合が進みました。庄原市は来年から統廃合が進みます。今三次市だけなんです。ですから、まずこの誤解を解きたいというのが、まず1つです。メリット・デメリット部分で、メリットは読んでいただいたらわかるように、“なるほど”と思われることが書かれているんですが、デメリット部分が、かなり誤解を与える表現になっています。私が今勤務している布野小学校は、今年複式があるから多分小規模校になんでしょうね。来年は複式解消になるから中大規模校になるんかもわかりませんが。

まず11ページの発育上の観点というのがあるじゃないですか。ここに、「1学年が1学級の場合、卒業まで同じ集団で過ごすことで、学級の中での役割や子どもの価値観が固定化されがちである。」よく言われることですね。間違いはございません。確かにこうだと思います。「幼いころからの固定した人間関係を中学校卒業までずっと続ける。」それもそうでしょう。転出入が少ないですからね。例えば三次市内で言うと十日市だったら、学期ごとに10名とか20名の転出入があります。ですがそういう状況にはなかなか小規模校はなりません。「友達同士やクラス間で競争する場面など、切磋琢磨する機会が少ないため」よく言われる次の言葉ですね、「競争心や向上心など社会性が育ちにくい。」昔から言われているフレーズです。小学校長会の方で話をしたのは、例えば小規模校はじゃあ、これがデメリットと言われるんだったら何をしよるという話をしたんですよ。うちの場合で言っても、小規模校はあえていろんな機会を子どもたちに与えています。例えば外で、活躍できる場面、各種大会、陸上大会とか水泳大会とか、これは現状、市内の大規模校より小規模校の方が力を入れています。それから各種応募へもものすごく積極的に挑戦させています。もう1つですね、引っかかるのが、競争心や向上心が小っちゃい学校では育たんの、っていうこの言葉ですよ。じゃあ今40、50を迎えていらっしゃる横谷小学校出身、昔横谷小学校は複式です。ずっと複式です。そこ出身の大人が競争心も向上心もないまま今社会人になっとるんか、決してそんなことはないですよ。これを読まれたら多分、“カチン”とこられるかもわかりませんね。そういういろんな教育をしながら、今もやっています。子どもたちの中に競争心も育ちます。向上心も育ちます。40人の中で、暮らすから競争心が育つ、とは言えません。小学生にとって一番身近な人間、例えば家庭では兄弟とか、それからクラスの中の仲の良い子ども、そういう子どもたちと切磋琢磨をしていくというのが小学校段階では一番、競争心や向上心が育つもともになると思って、小っちゃい学校ではいろんなチャンスを作っています。それからですね、あと小規模校で、力入れているのが異年齢交流だと思います。異年齢と交流させることで、社会性を高めていったり、また地域の中に積極的に出かけて行く中で地域の大人から学ぶ、そういうことは小規模校のデメリットではなくむしろメリットだと思います。このメリット・デメリットという

言葉は、私はとても引っかかるんですよ。小規模でも中規模でも大規模でも子どものために一生懸命教育しているんで、ちょっとこの言葉どうかなと思うんですけど。

で、次の(2)教科指導とか、学校生活の観点で、「団体競技、音楽なんか難しい。」確かにそうです。ただし小学校の場合では、学年を超えた合同体育をやっています。球技が必要な場合はね。中学校でもやっています。工夫次第だと思います。それから部活動。これはですね、ずっと言われ続けていることで、さきほどの、委員長が説明された、子どもがクラブ活動をしたいからよその中学校へ行くという理由にも多く挙げられていました。これがですね、今やっぱり、学校現場では働き改革を進めています。なかなか進みませんが頑張っています。その中でやはり、今後は、社会体育への移行を見据えて考えて三次市全体として子どもを受け入れる、そういう組織を作っていく方へ、視点を持って行く必要があるんじゃないかと意見が出てきました。それから、「学習や活動広がり少なく、より良いものを求めようとする環境を作りづらい。」という表現なんですけど、これ全く根拠がありません。むしろ小規模校の方が、地域と密接に結びついた学習環境を整えて、様々なカリキュラムを用意できます。現状布野小学校でもやっています。もう1つ、小規模校の方が、児童生徒の個性に応じた指導がやりやすい。前回のこの委員会の中で、私に“何人くらいのクラス人数だったらいいですか”という質問があったんですけど、正式な答え私は持っていませんが、やっぱり30を超えるとしんどいですよ。30を超えると生徒指導上、いろいろしんどいです。小規模校でしたら一人一人に目が行き届くのでこういうところはとても意欲付けもできやすいです。

生徒指導上の観点として挙がっているのが、「友人との人間関係の固定化、序列化を招く恐れがあり、いじめ、不登校などの人間関係上の問題が発生した場合、クラス替えによる人間関係の改善を図ることが困難であるため、逃げ場がなくなる。」これ確かに校長会の中で意見として出ました。何かというと発達障害がある子どもさん、の場合、専門家から見て、一旦クラスをちょっと離れて別のクラスで人間関係を作りかえたらいいよ、とアドバイスをいただいても、クラス替えができないのでとても難しいという意見も確かにありました。ただ、意見として出されたのは、小規模校の一番の強みというのは、保護者同士の人間関係が強いということ。それから、職員と保護者との人間関係も強いということです。で、いじめ、不登校の問題が発生します。小規模校だろうが大規模校だろうがどこでも発生します。その時に解決に至りやすい、解決が早い。なぜかという、大規模校は保護者同士が顔がわかりません。すると保護者は不安になり、どこに話をしに来てかという学校なんです、全部。保護者同士で解決をするってことがなかなか難しいんです。具体的に言うと、いじめが発生しました、喧嘩が発生し

ました。うちの場合でしたら保護者がその晩に相手の親のところに謝りに行っ
てです。それができにくいんですよ、やっぱり、顔がわからないから。だから解
決が早いっていうのは保護者同士が日頃から繋がっている、それが強みだと思
います。で、生徒の数が多ければ大きいほどやっぱり、教員の方も労力がいら
ます。クラス替えてっていうのは確かに小規模校はできません。ただ、その土台と
して、そういう状況を作らない、起きた時には早く解決する、っていうところはで
きます。

次に12ページ学校経営上の観点として「通常担当する以外の業務もこなす必
要があることから、教職員が多忙となり、落ち着いた業務がしづらい。」全く現
状違います。学校規模が大きくなればなるほど、いわゆる企業で言えば残業は増
えます。一番の理由は、マル付けの量が小学校では違います。うちで言ったら1
0人のクラスです。ですから、マル付けは勤務時間内に終えて子どもと遊ぶ時間
もあります。大規模校はそれはできません。例えば4種類のマル付けを40人にし
た場合、160枚のノートを見なきゃいけないわけです。絶対的にもう量が違
います。もう一つ、学年が複数に亘ったら、学年会が頑張らんと大きい学校は運
営ができません。学年会の先生同士の連携がものすごく大事になってきます。で
すから、0放課後はまず学年会の打合せをします。ですから、小規模校はそれを全
部個人で進めますので、自分の仕事はトントンと進むんですよ。もう一つ、一番
大きいのが生徒指導上の問題です。生徒指導上の問題が起こったら、学年会で対
応します。もちろん管理職、生徒指導主事、組織で対応します。例えば何年生で
何かありましたという時は、起こったクラスの担任だけで解決する様な方法は
取っていません。ということは、学年主任を中心に、全ての教員が関わっていく
わけです。それに、時間が掛かります。ということで、今、各三次市内の小中
学校は全部パソコンで時間外を計算していますが、やはり小規模校の方が学校出
る時間は早い、と思います。私が大規模校と小規模校と勤めとっての実感なん
ですけど、これデータ上でもわかると思います。それで、あの、もう一つですね、
小規模校は教員が少ないから、仕事の数、種類が増えます。大規模校は教員多
いから、例えば、1年間校務分掌というんですけど、校務分掌1つしか持たない教
員もいます。小規模校の場合5つも6つも7つも持っています。ただそれを協
力してできるので、大規模小規模で校務分掌にかかる時間のあれはないと思
います。むしろ小規模校の方が早く仕事の方が進むと思います。それからもう一つ、
「教員数が少ないため、学年経営や学級運営において教員相互の支援が困難で
ある。」これは違います。大規模でも小規模校でも教員同士の支援はやってい
ます。さっき言ったとおりです。小規模校は、小規模校で、クラスを超えて共同
してやっています。大規模校もやっています。「中学校では、同一教科での教員相
互の連携や相談の機会が少なく、教科経営に支障を来す。」これは●●さんか

らもお聞きしたいところはあるんですが、小規模校の中学校の先生に聞いてみましたが、まず支障をきたしてる検証はあったのかなということ。もう1つですね、小規模校の方は教員の空き時間が大規模校より多いです。ですから、その空き時間で業務が推進できますし、空き時間を使って、授業研究を進めています。実際に布野中学校、小中連携していますが、中学校の教員すごい熱心に教材研究して、他の教員とも相談しながら、他校の教員とも相談しながらやっています。それから、さっき言った校務分掌を兼ねることが多くなるから事務の時間を費やす。これはないです。さっき言ったとおりです。

それから、5番の教員力量形成上の観点「研修等で教員が学校を離れる場合、代わりとなる指導者がいない状況ができてしまう。」これはありません。必ず、補強に入ります。管理職が入ったり、子どもだけで自習させるような学校はありません。それから「教員間の教材研究や指導方法について、単独で取り組む状況になりやすく、内容が深まらなくなる。」全く、これを今うちの職員に話したら、「失礼な話じゃのう」言うかもわかりません。学校全体でやっていますし、それから大学の先生を入れたり、教育委員会のご指導仰いでやっておりますから、そんなことはありません。むしろ、小規模校の方が教員は年に必ず1回2回3回の授業研究します。大規模校はできません、それが。ですから小規模校の方が教員は、授業力で言えば鍛えられる、っていう現実です。「新任・若手教員の育成が難しい。」これがですね、意味がわかりません。うちも若いのが毎年来てますがすごい育ってますよ。育って沿岸部の大きな学校に行って頑張ったり、東北の学校行って頑張ってます。ですから昔と全然違います。これ昔のですから、今とは全然違いますが。「専門以外の教科・分野も担当することから、専門性を発揮した指導を行ないにくい。」これ中学校のこと言っとられるんだろうと思うんですけど現状ではこんなことはないと思います。

ということでこの間小学校の校長会で話をしたことを長々としゃべらせていただきましたが、現状は10年前とはずいぶん違っていますということをお知りおきください。

委員長 はい、ありがとうございます。この表6については、この審議会での議論というよりは、国の方で研修をやった際はこういうような問題が指摘されたというようにことをまとめられたという風には、お聞きはしております。●●さんの方からお聞きしたことを踏まえますと、単純にメリット・デメリットといったようなことを学校の規模のみにも判断することはできないということだと思います。その辺は、前提として共有しながら議論の方をしていければと思います。せっかくですので、今のご説明の中で確認したいこととか、あるいはこういう場合はどうなんだろうかというようなことがあれば、あるいはご質問いただきたいと思いま

す。あるいはご意見と言ったこととか。

委員 同感なんですけれども、古い話をさせてもらおうと、●●さんと私ぐらいしか知らないですね。今から60年前、小学校、中学校もあったかもわかりませんが、小学校で皆さんご存じないと思いますけれども。●●さんと私は知ってると思うのですが、「光の教室」という映画がですね、月1回かふた月に1回か3箇月に1回くらい、懐かしい「光の教室」という映画がですね、これ文科省の推薦で各学校で上映があったと思うんですけれども。その中で「二十四の瞳」大石先生の高峰秀子さんか三枝子さんの主演だったと思うんですが、この映画を観て今でもストーリーはほとんど忘れちゃったけれども始めと終わりくらい、子どもたちの3分の1は戦争に出兵をして亡くなっていくという、最後頃そういうシーンもあったと思うんですけれども。これをですね、文科省も、県教委も、市教委も、何で観させたかということですよ。二十四の瞳ですから12名の子どもたちが岬の分校で、6年間勉強していくんですけれども、その子たちの成長と言いますか、それが私の目に焼き付いているんですけれども。だから大規模校、中規模校、小規模校、あまり関係ないのかなという思いがしています。要は先ほど●●さんもおっしゃられましたけれども、教育の内容と言いますか。教員が子どもたちにどうやって接していくか、ということに尽きるのではないかなと。で、私なりに大学行ってないんでわかりませんが、児童生徒の学校でのあり方というのは、子どもたちの知性、教養、身体能力、まあ、ほかにもあるかもわかりませんが、それをどう発育していくのか、というのが学校での一つの役割ではないかなと。だからそれは、大規模校でも小規模校でも、教育委員会がその気になれば出来ると、いうことではないかなと思います。で、まあ、あの、この検討会は答申を出さなきゃいけないので、だからそれ以外のところで、何らかの答えを出してかなきゃいけないのかなという思いが、今しております。以上です。

委員長 はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。重要な校長会の方からのご指摘と申しますか、現状認識のご説明と、今それに関わってのご意見です。

副委員長 私、第1回の時にも、今回の委員会の中では自由学区制、このぶんについてですね、本当に今の適正化委員会では、このことをやっぱり一旦は整理をした上で、今から10年、15年の三次の教育がどうあるべきかというのを整理しないといけないということに関わって、今日も事務局の方から資料を出されているので、そのことについてですね、質問もそして意見もちょっと言わせていただきたいと思います。

さきほど22年の時の答申の6ページのところに、学校配置の現状というところ

ろがございます。資料 2 の 6 ページ学校配置の現状というのがあって、ここに当時の平成 21 年度の学区の自由化による学校選択の状況というところで、どの学校の生徒が、児童がどこの学校へこの制度を使って行ったかということが、たった 1 年ではありますが、その数がすべて載ってます。その資料と照らし合わせながら、ここの 6 ページの真ん中から下に書いてあることですね、平成 21 年度では、小学生 60 人、中学生 46 人が自由学区を使って進学していると。云々かんぬんありまして、結局は今協議がいろいろ出てますけれども、中規模大規模から中規模大規模への移動いう風にはなっていますけれども、でもここに書いてあるのがですね、転居したとか、保護者の通勤場所による事情とか、兄・姉が通学したという、今回も出てる部分もありますが、この通学区域自由化制度が、保護者の意志による学校規模の適正化には影響していないって分析されているんですよ。それが、どうして、どういうところからきているのか。だから、中規模から中規模の数が多いのだから、別にいいとか。例えば小規模から、中規模大規模の方へどんどん行くような部分があれば、この自由学区制が影響しているという風に見える。しかし、それがなっていないから、影響はないですよ。ただし部活動は年々増えてきてますよっていうように書いてあるんですよ。本当にじゃあ学校規模の適正化に影響してないと、この 1 箇年だけの平成 21 年度のデータを基にして、まあ言い切っているんですが、どうなんだろうかと。まあ過去のいわゆる三次市の教育のことをですね、ほじくり出してその部分での、さてどうだったのかいうことをですね、あんまり言いたくはないですが。かといって、この時のやはり現状分析と今後こうなんではなかろうかという方向性を出していく時に、そういうところの見極めを適切にやって、施策と一緒にしていかないと、いわゆる今回、こうやっていろんな分野から出てこられた方々が意見を出しながら委員長のもとでまとめられたことを基にして、次のステップに行った時にですね、やはり、例えばさっき●●さんも言われましたけれども、デメリットの方が多いから、メリットが多いような施策をしていこうじゃないか、みたいなことに短絡的になるのはちょっと危険なんじゃないかなという風に、まあこれはまだ個人的に思っていることです。

そういう意味で今日出された資料のことでご質問したいのは、平成 30 年から令和 2 年、3 箇年の自由化の学校選択希望届の提出状況ということがずっと出されています。確かに数字的にみると、中規模大規模校から中規模大規模校へ行くという生徒が多いということはありますけれども、ただ、その理由の中にですね、いわゆる兄とか姉が希望しとって、例えば小学校の今度は 1 年生に上がる、お兄ちゃんお姉ちゃんが行つとる、例えば中学校にしてもそうです。そしたら保護者の方の立場から言ったら、別々の学校へ行かせるよりも、それでいいんなら、もうそこへ行かせた方がいいと当然考えられる。または交友関係ですね。友達がそ

こへ行くと言えば、今の関係続けたいからそのまま行くというようなところがずっと理由の中で見た時に多いというのは、これはまあわかるというか当然のところの部分があると思うんですよ。でも、片やですね、じゃあもしこの自由学区がなかった場合、お兄ちゃんお姉ちゃんが自分の指定の学校へ行きよると。それから交友関係の友達がそこに行ったらそこに行く、逆を言いよるんですよ。そういうようなことになるんだったら、果たして小中一貫教育を10何年前から三次市が進めて、小学校1年生から義務教育が終わる中学校3年生まで、その地域で一貫とした教育をしていこうじゃないかと進めていきよる時に、この自由学区制度を、そのままにしてやってきたことによって、何名かの生徒が小規模の学校からですね、少人数であったにしても、だんだんと大規模とか中規模校の方へ行くというようなそういう道が仮にできとったとしたらですね、そしたらだんだんとやっぱり人口減がやっぱり進みやすいというところは、過疎の地域というか、そういうところが、例えば10人いる内に1人いなくなるのと、100人いるところで1人おらんくなるのでは全然重みが違うと思うんで、そういうところの部分、果たして本当に何をもって自由学区を使ってから行っとるかというようなところが、やっぱりものすごく分析が大事なんじゃないかと思えます。中には指定学校よりも小規模校へ通学したいためというようなところや、指定学校よりも大規模校へ行きたいというのとは違う部分であるんですが、さっき●●さんからいじめのところがあったと思うんですが、大規模校だろうが中規模校だろうと小規模校であろうといじめっていうのはありますよ。あってはならないのですが、残念ながらありますよ。だから今はもういじめをいち早く認知をして、いかにこれを解決を図るか。そういう指導をなさいというのは、これはもう全国的、文科省の方からも言われて、とにかく認知をしたらすぐ、というような方向にもうなっている。そんな中で、もしどうしても人間関係が複雑になったというような場合に、小規模校だからクラス替えができんじゃないかというようなことがよく言われるんですが、自由学区なくなったとしても、制度としては学区を超えてこうこうこういう理由だということできちんと教育委員会が認めていけば、別に自由学区でなくても学区を変更することはできるんですよ。そういう制度、法律になっとるんです。小規模校から大規模校も逆もある。だからそういう理由で環境を変えることが好ましいという時にはそういうこともできますよということの周知が、三次市内ではされていない中で、何か小規模はメリットが少なくデメリットが多いみたいなね、その中で整備を進めたとしたら、それはちょっとおかしいんじゃないかなと思います。やっぱり原点に立ち戻った中で、今回はそうした部分もしっかり論議をしていかなくちゃならないのではないかなと。逆にいったら、なぜ自由化がずっとここまで残されていたのかというところもお聞きしたい。

委員長 それについて、事務局の方から説明はありますか。あるいは現状分析について、これくらいしかデータがないというところですので、例えば私も研究的に言いますと、兄・姉が学校選択制度で通学している学校であるため、別な理由があって、兄や姉が選択しているのか、それにくっついていくのか、という兄・姉の理由が聞けてないというようなこともあるので、なかなかこれどっちにしても分析の限界というのがありますので。ただまあ、今副委員長からは、小中一貫教育、地域で子どもたちを育てていこうということと、地域を超えて学校を選べるという自由選択制度というものが、制度的には矛盾しているところがあるので、こういうものをどういうふうに整合性をもってやっていくのかということのご指摘だったかなと思います。

ちょっと時間の関係もありますので、保護者委員の方、あるいは公募委員の方で、これまでの論点、あるいはお話を聞いていて、新たな考えでも結構です。手短にお願いいたします。

委員 ここに書いてある自由化の届出の理由というのはあるんですけども、この理由というのは、率であるとか人数で分けてあるんですけども。これを目的として自分の思う学校へ行ったら。その結果、思い通りに良かったかどうかだったかという、いわゆる結果論がここには出てきていない。例えばこの自由化が良いとか悪いとかいうことについて論議をする前にですね、こういうことを認めて今日に至るとるけれども、結果として個々の皆さんが思ったことが、満足通りいつているのかどうか。満足度というものをですね、併せてないと難しいのではないかと思います。

委員長 そうですね。自分が良いと思った、また子どもに行かせたいと思った学校での、結局のところどういう学校生活を送ったのか、どういう経験が出来たのか、どういう学びが出来たのか。そこが自由選択制のまさに成果になるんだろうということでした。その辺どうですか。例えば部活動で学校、中学を選んだという実際には明確なものはあるんですけども、そのへんというのは、何か思った通りの活動になるのか、それとも、なかなか事情があって思ったように部活の活動が出来ないのか。実情はどんな感じでしょうか。

副委員長 自由化を活用して出て行った、入ってきた、そういう生徒にアンケートというか、聞いてないので、一概に客観的な理論的なデータにはならないと思います。しかしながら、いろんな意見がありますけれども、確かにどうしても自分が部活でそのスポーツをやりたいけれども、自分の指定のところの学校ではどうしてもでき

ないということで行ったから、そこで自分がやりたいことをやって良かったという人、そういうような声ももちろん聞きます。しかしながら、逆にそれこそさっきのメリット・デメリットではないですが、スポーツだけ、または部活動だけでその学校教育っていうのは成り立ってないわけであって。新しい集団に入ったがために、それまでは自分を分かってもらえるグループというか集団の中でおったんだけれど、実際に行って新しい環境になかなか馴染めなかったと。だからやっぱり、一概に、小学生で中学校に入ってからですから、その時にどういう風な判断をしてからやっていくかという時に、私は半々というかね、良いこともあれば悪いこともあるし、何を取って何を捨てていくのかというような。やっぱりそういうところというのは、どっちにしてもやっぱりあるんじゃないかなと思います。やっぱり我々は、学校教育は、部活動だけではないと、指導者は思っているわけで。前の論議でもありましたけれども、本来は学校では社会に出るための、基礎的、基本な生きる力をしっかり身につけさせて出していくというのが学校のベースですから。その中で部活動がじゃあ学校教育にいらんのかといたら、いや、いらんとは言いません。部活動を通じてのやっぱり教員との人間関係とか、友達との人間関係、先輩後輩の在り方とか学べることは学べますから。けれどもそれが、その学校での教育の中心だというようなね、考え方でいくとちょっと危険があるなという風には、学校側としては考えてます。はい。

委員長 ありがとうございます。では事務局の方から。はい。

事務局 自由化制度なんですけれども、平成17年から始まって、平成26年度にこの自由化制度がどうなんだろうかということで見直しを行っています。それまでの制度は、毎年11月に自由化の申し込みをして、それで申し込んだら次の年の4月からその希望する学校にどの学年からでも行けるというような制度でした。それを、小中一貫教育を進めていくことと矛盾があるということで見直しをすべきだということで見直しをしております。その時にアンケートを取ったりいろんなことをして、調査をしながら見直しを行って、保護者さんからは“利用してよかった”というような意見が多数を占めておりましたり、地域の方からすれば、子どもさんがいなくなったりするということに寂しく感じるというような意見もあったように記憶をしております。結果としては自由化制度を残すことで、小学校に入学する際に選べます。それから中学校に入学する際に、これは小中一貫とはちょっとずれるんですけども、中学生になると部活動とかがあるということで、そういったところで子どもさんにも選択のチャンスが必要ではないかということで、小学校に入学する際、それから中学校に入学する際、それから転入された時、この3点に限って、自由化を認めるというような制度に改めています。その時にア

ンケートした結果があると思いますので、次回までに準備していこうと思います。

委員長 ありがとうございます。是非、保護者委員の方、これまでの議論、率直にお感じになった事とか、あるいはこういうことも議論したほうがいいんじゃないかと、是非、保護者の立場からご発言いただけますか。

委員 まあね、いろいろお話聞いてて、現状の今の自由化のほうですよ。主には私の周りで見れば、やはりそのいじめとかいうよりはクラブ。クラブが、自分が上がったところがないとか、弱いとか、そういったことを理由に、やはりよその学校へ行くと。これが今の現状ではないかなと思います。自分たちの時代はそんなこと全くないままに、小学校からその学区の中学校へ上がって行ってましたので、私も三次に入ってきて15年になりますけれども、子ども4人通ってますが、そういう中で言ったら、すごい自由だなあと。我が子で見れば全くそういう思いがなかったんで、そのまま、私は八次ですけども小学校からそのまま中学校へ行きました。小中一貫というPTAも関わりを持って、学校も小中一貫教育という中で、やっぱり保護者も小中一貫だということで、小学校のねPTAと連携を取って一緒にできないかという話も進めてきたわけなんですけれども。その中で今度は中高一貫も出てきましたけれども。実際みてたら何がしたいのかなというのが現状ですよ、この自由化がね。いい悪いは別にして、ほんとに必要なのかなという。自分の会社の中で見ても、子どもさんがおられて、小学校から中学校という時に、やっぱりクラブもそうですし、お兄ちゃんがそっち行ってるからそのまんま私もそっち行きますと、そういう流れですよ。そんなに考えてここは嫌だからよそに行くんだとか、そういうものではないんじゃないかなというのはすごい感じてます。あと、いじめとかそういったものはあるとは思うんですけども、これ、いじめっていうのはどうしても人間、力強いとか、弱いとかあるんで、必ずあるとは思うんですよ。自分たちの時ももちろんあるし、結局は度が過ぎれば周りが止める、子どもたち同士で“もう止め”というのもやってた中ですけども、今は逆に一緒になってやったりとか、一緒になって無視したりとか、話を聞いてたらすごい寂しいなというのが、自分にとっては思うんです。何でも過剰になっているような気がします。私も、自分のぶんでいけばですね、子どもが小学校の時に子どもが椅子を引いて倒させたと、学校にちょっと呼び出しを受けて、行かさせていただいて。近々で行けば友達の消しゴム隠したというところで、ちょうどその保護者さんは私も知ってたので、すぐに電話させてもらって。最近そういったのもね、学校の方に教えてくださって言うって、個人情報ですから教えられないとかありますよね。番号とかですよ。1回学校から保護者さんに連絡されて、どうされますかと確認してからでない、相手の保護者さんに連絡を

入れられないという。ほんとにがんじがらめの状態ですよ。PTA の中でそういう子どもたちの、先ほど言われてましたけれども、保護者同士で知っていればすぐに解決する話なんです。それがもう全くつながらないので、全然仲介することもできないし、まあたまたまその時は私、自分の知っている人で一緒にいろいろやったりしてたんで、すぐに”申し訳ございません“ということで電話して、いろいろと話もさせてもらってということもできるんですけど。そういう中でいけば、今後は更に個人情報ですからとか、逆に全然関わらないとかいうのもやっぱりある。どんどん難しくなるのではないかというのは感じているところではあります。

委員長 はい。ありがとうございます。いろいろ現状の三次の学校がどういう感じであるかと、保護者間の問題も含めて、あるいは選択しているのが、どういうものとして保護者、あるいは本人が捉えているのかということ、それほど情報集めてすぐすぐ抱えてというよりは、部活動であるとか、優先順位の高いものを選んでいくというそういう感じになっています。

2. 議事(3)適正化に対する方針検討

委員長 これは私の管理運営の不手際で恐縮なんですけれども、今日できましたら、適正化に関して方針と言いますかね、前回の答申10ページにも出ていますが、これはただ今お話しいただき、ご議論、ご意見いただいたことを考えますと、いまこの前回小規模校の適正化するというようになっていましたけれども。今、●●さん、あるいは●●さん、あるいは他の方々のご意見お伺いしていますと、必ずしも小規模校のみを適正化の対象にするということではなくて、答申について実は教育次長からお話しいただいた中で、子どもたちにとって望ましい教育環境を保証するという観点から適正化を図るということ言えば、中規模校ですかね、大規模校での課題、こういうものをいかに軽減していくか、というそういう環境を整えていくかということを含めた方針で議論を進めていく、適正化を考えていくというそういうことが大事なんじゃないかなと思いますけれども。そのへんの考え方という意見でよろしいでしょうか。ちょっと時間の関係で私の方でまとめさせていただいたんですけれども。

それに関わって私の方から先ほど説明をしたいと言いましたので、この GIGA スクール構想の実現へというところなんですけれども。これはまあご承知の方々もおられるかと思いますが、詳細は説明する時間はありませんけども、一人1台端末をインターネットに接続する。そういう端末を使って、ここにありますいろいろな多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、子どもたち一人一人に公正に個別最適化され、システムを使って一層確実に育成できる教育環境を実現

したい、と。これまででしたら、一斉学習では授業が良くわからないけれども、進んでいってしまうといったところを、自分の課題について、個別に、例えば問題を解いていたりとか、あるいは自分の意見をなかなか言えない子どもでも、この端末から多数の意見を言ってもらって先生も意見を全体として共有して授業を進めることが出来る。そういうようないろんな可能性がある。特に協働学習というところがあります。一人1台端末がない環境ですと、「意見を発表する子どもに限られる」。さきほどの●●さんのお話で言えば、そうではなくて、みんなが意見言える環境を作るとか先生の役割だということだと思っておりますが、実際に私も大学で仕事をしてまして、授業をしておりまして、やはりみんなの前で意見を言えることも大事ですけども、言えない子の意見も大事だってこともありまして、そういうようなものを一人一人の端末で先生、あるいは全体に対して意見を述べるということもできたりとか、あるいは子ども同士で意見交換ができるとか、いうようなこともできます。そのことが、実は学校内とか学級内とか閉じる必要がなくなったということが大きいということですね。その下にICTの活用により充実する学習の例ということで遠隔教育というのがあります。過疎地や離島の子どもたちが多様な考えに触れる機会、入院中の子どもと教室をつないだ学びができるんだと。ですので、例えば先ほどの話で言うと、小規模校はいろいろな意見に触れる可能性が低いんじゃないかということが仮にあったとしても、連携しているほかの中学校と授業時間をうまく合わせて、例えば学習成果の発表会をオンラインでやる、てなことですと、当然普段聞けないことが聞けたりとか、あるいはそれぞれの取り組みを共有できたりとかっていうようなこともできる、そういうような環境を作ろうということがあります。ですので、これをどういう風に活用していくかということについては、実は前から様々な研究を実際進めているところですが、やはり適正配置という適正規模という考え方に大きく影響してくることだと思いますね。ですから例えば、ある小学校で一クラスが5人ということですけど、3つの学校で勉強すれば15人のクラスになるということも想定できる。あるいは、部活動でも一緒に野球部で9人集まるってことも難しい場合でも、それぞれの4人、あるいは6人くらいが中学校でそれぞれの練習をする。“こういうバッティング練習したよ”と動画を共有してお互い指摘しあうとか。あるいは部活動指導員という話がありました。これは先生ということではなくて専門の先生が、堅く指導するという仕組みが導入されて、例えば吹奏楽部で演奏したのについて、部活指導員の方に動画を送ったり、同時に演奏したりというようなことも可能になったということですね。ですので、そこまで含めて、広く考える状況に今なったんじゃないかなということ是非、私の方からご紹介させていただいて、そういう可能性の中で適正規模とか適正配置とかを考えるというのは、さきほど周辺自治体では適正規模・適正配置とい

うことで、いろんな形でむしろ統廃合が進んでいるということですが、三次はちょっとそのタイミングが良かったのかなと。これまで検討できなかったことを検討できると思いますか。そういう環境が子どもたち一人一台端末持ちますので、いろいろな活用の仕方ができるというそういう前提が、三次の場合は考えられるタイミングですので、是非その適正規模とか適正配置とか考える際にも、委員の皆さん、どういう活用の仕方があるのかなと、どういう可能性があるのかなという、是非考えて進めていただきたいと思います。

で、この方針ということでいいますと、前委員会での考え方としては、中学校区というものをやはり大事にしていく考え方が示されています。これはまあ、合併前の自治体を単位としているという考えかなと。これについてはいかがでしょうか。適正規模とか適正配置とうのを考えるにあたって、まず中学校区、これを前提として議論、委員会での方針を進めていくべきだと考えて、答申するというような、まあそういう意味では適切なんじゃないかと。いかがでしょうか。

委員 11月10日にですね、小学校校長会をやりまして、この適正化委員会に意見をくださいということで、各校長先生から意見をいただきました。今委員長さんおっしゃられたように、まず、基本単位は中学校区、旧町村、それから旧市内で言ったら、昔の中学校区ですね。これコミュニティの中心というのは10年前と今でも変わっていないと思います。そこは大事にしたい、っていうのは、皆共通に共通認識を小学校長会の方では持ちました。

委員長 はい。ありがとうございます。まあ私もこれは学校の適正規模、配置をいうことを考える本委員会の議論としては少し広がる所はあるんですが、まさにオンラインとかインターネットとか、あるいはコロナとかいうようなことを考えた時に、それぞれの地域で豊かな生活とか、人生を送るっていったところについてちょっと状況が変わってきたんじゃないかなあと。人口減ということで効率化を図らなきゃいけないというところも、もちろん一方ではあるんですけども。例えばコストを下げた交流ができるということを考えて、オンライン勉強ができる、あるいはお互いに意見交換ができる。私も実際、出張が減りまして、研究費が余っている。研究費が余っているっていうのはどうしようか。ということで、先週、プロジェクターを研究室に導入しました。これで十分補う形ができましたので、これは学生も院生も私の仕事上の会議も、東京に行かなくて会議が出来ますので。こういった形で局面が変わってきています。ですので、そういったことからいっても、やはり今ご指摘ありましたように中学校区ってものに、あるいは中学校、コミュニティの中で考えた時に、もちろん小学校も関係してくるんですけども、そこをやっぱり大事にしておくと言いますか、定型に考えないようにしておく

ということが、やはり広い範囲を視野に入れながらこの委員会で方針として持つべきかなと思うので、そういう方向でよろしいでしょうか。中学校区をまあ1つのコミュニティの中心の前提とした配置を考えていくということで。

はい。一応30分までということで時間を区切っておりますので、ちょっと先ほどのことを確認させていただきます。ですので、ご議論いただいた中でいいますと、規模によって単純にメリット・デメリットがあるとは言えないんじゃないかと。子どもたちのそういう豊かな教育環境、望ましい教育環境を保証するということと言えば、規模が大きくなればその課題もあるし、デメリットもあるし、小規模校だからと言ってイコールデメリットが必然的にあるんだということではないんだということからしますと、やはり規模に関わらず、充実した子どもの就学制度という学級規模を考える。ただまあそうは言いますが、子どもがいなくなっても学校を維持するということはある得ないということですので、どこかで真剣な議論を進めるようなそういうタイミングといたしますか、基準といたしますか、これは本委員会でもある種の責任として示すべきではあるのかなと思いますけれども。規模によって、小規模校だけを適正化の対象にするのかということではなくて、議論としては、すべての子どもたちにとって望ましい教育環境を保障するという方針で議論を進めて、あるいは適正化ということを考えるということと、中学校区をベースとした議論を進めていくことかなあという風に思います。はい。その際にまさに諮問の中にありました ICT 利活用時代における学校規模及び配置の適正化ということですので、これまでとは違った発想で適正化ということ、あるいは適正配置ということ、一定の方針と言いますかね。指針を示せるような答申になれば、全国的にも非常にモデルになるようなものを提示できるんじゃないかなと思います。私の方でもいろいろ情報提供したいと思いますけれども、そういうような形で、特にこの ICT の活用、オンラインの活用というものについての可能性を追求していくべきではないかなと思います。どうすれば活用していけるのであろうかなという風に。一応だいたい時間が来てしまいましたけれども、その方針も含めまして、このことは改めて言っておきたい、確認しておきたいということとはございますかね。

副委員長 次回までにそういうような何か資料が出ればあれですけども。今人口減もありよる中で、ターゲットの部分で言ったら、そうはいつでも、各中学校区の中での小学校から中学校へその地元の中学校へ行かずにですね、行く生徒が出てきた時に、先ほど言われましたけれども、中学校の1年生の生徒がほんとに少なくなっていく場合、その中学校がどうになっていくか。もちろん GIGA スクールなんかを使いながら、今からこういうこともできるんですよ、ということを考えていく方法も当然あると思うんですが。ただ私が思うのは、だからまだ整理が

いていないから、拘りますけれども、自由化とかある中で、例えば今行かせているとか行かされた方が、ほんとは行かせて良かったじゃないけど、自由化を使わせて小規模から大規模の方へ行かせて良かったとかですね、そういう風な声がほんとにあるかどうか。簡単に考えた時に、例えば送り迎えとか、バスで行かせるとか、いろいろあるかもしれませんが、負担は大変なんじゃないかなと、私は思うんですよね。自分にその地元の学校に行き返りをしたりするよりも。やっぱりそういうような声がもしわかるんなら、いろんな形で情報収集しながら考えていかないと、こうでなかつたかというような論議が進んでいくと、ちょっと危険なんじゃないかなと思われまして、私自身も責任がね、ちょっとそういうような部分の中で発言をするのはすごいちょっと厳しいなと思いますので、もしまあそういうような声を拾われたらですね、またちょっと資料としていただけたらと思います。

委員長

はい。ありがとうございます。その点についてはまあ現在用意できるということですよ。通学区域の自由化に関する議論、あるいは検討委員会等での資料もあろうかと思しますので、出せるものがあれば確認をしていただいて、次回以降提示していただきたいなというふうに思います。で、そのことに関して言いますと、例えば、前回も言ったんですけども、三次市市内を1つの教育機関と見た時に、小規模校もあれば都市部の比較的大規模校もあれば、あるいは地域と結びついた非常に特徴的なカリキュラム、教育システムをやるところもあるというところで、非常に多様な学校と言いますかね。それが実際にあるという状態ですので、個人的には多様な教育機会を三次に来た人にとってみたら、いろんな学校があるよっていう状態、大事にしておいた方がいいんじゃないかなと。それがむしろ三次の魅力になるのではないかと。人口が多い時代にどこにいても似たような学校ばかりで、同じようなカリキュラムをやっている環境、状況では三次はないので、それぞれが今積み重ねてきた、先ほどの小中一貫教育の成果とかそういうものを、これからも充実させていくような方向で、選択制なんかも議論をしていく必要があるのかなと。またこれ委員会の範疇から外れるかもしれませんが、そういう議論も進めていけたらいいのかなと思います。これについても選択制と言ってもいろいろな制度もありますので、一言で学校選択制と言ってもいろいろな実は仕組みがあります。必要なら私から説明したいと思いますので、今言った小中一貫教育とか、それぞれ各地で三次市内各学校で展開されている、展開されてきた学校の成果という良さを活かすような、そのようなものを最大限生かすような選択制というものもあると思いますので、その辺も議論を高める中でお話しできればなと思います。

はい。もう時間が過ぎてしまいました。大変恐縮でございます。議事を進めなく

てはいけませんので、

委員 1ついいですかね。時間経過してるんでいけないんですけども。今後適正化を検討する上でですね、あのさっき出ておりました自由化という問題ね。これここに出ているデータからいえば、児童生徒の数が34人とか41人ということだね、三次市の占める児童生徒の数から比率からしたら極マイナーという問題。であるがためにですね、こういう問題はちょこちょこつとすることなのか。さっき委員長言われましたように、特色ある制度なんでね、残しておこうと。ただまあ是正すべきところは是正するという形で、小中学一貫校の教育を基本としながら、この特色だけは残しておこうという形にするのかということによってですね、適正化の更新をする上でね、この問題に深く突っ込むか、それともまあこれはこれでね、いい制度だから残しておこうという形にするのかということをするればですね、自ずとこの問題についてはね、あまり深追いしないで済むかなあというような気がしました。

委員 今ので、今の自由化の問題で深追いをする、しないというお話が出たんですけども、現実だけは知っておいてください。布野の場合を言います。布野の場合は今複式学級が5・6年生1クラスあります。学級編制って言うんですけど、何クラスにするかっていう。小学校の場合は1・2年生人数足して8人だったら単式なんですよ。7人だったら複式になるんですよ。3年生から6年生は3年生4年生足して16人だったら複式、17人だったら単式になるんですよ。布野の場合、現状を言います。毎年、この子が来るか来んかで複式になるか単式になるか、要するに教員が1人配置されるか配置されないか瀬戸際の問題なんです。それは布野のような複式学級を抱えている小規模校は毎年ピリピリしています。保護者の方へも“来年うちの学校に残ってもらえますか”という確約書も書いてもらいます。大きい学校からすると、何人来ようが、学級の40人と41人の際はあるんですけども、小っちゃい学校は結構ピリピリしてるんですよ。布野へ実際住まれてるけど、幼稚園が三次へ通いよったからそのまま十日市小学校へ行きます、というような保護者もいらっしゃいますし、仕事の都合で通勤の都合で便利が良いから十日市小学校へ行かせます、っていう保護者の方もいらっしゃいます。中学校もそうです。布野中学校も、小学校が例えば15人来年上がります、っていうけれども、自由学区で選択して他の学校へ行く子ども、広島の私立へ出る子ども、国立へ出る子ども、それから県立三次中に出る子ども、ということで人数が読めないんですよ。そういう現実があるということだけは知っておいてください。

副委員長 数が全体の児童数、三次市内の児童数とかね、生徒数から言ったら、たかが43

人とか31人なんで、そこを深くするのかせんのか、何なら切ってもいいんじゃないか。ごめんなさいね、僕の受け止めが悪かったら。でもそんな風に聞こえたんですよ。でもね、実はこのことが非常に大事なんです。なぜか言うたらですね、例えば今データで出されているものは、中規模から中規模への分もあるかもしれませんが、さっき●●さんも言われてましたけれど。人数が少ない規模の市町村、旧市町ですよ。その部分の町からしたときに、例えばその学年の子が5人おったとします。6年生がそのうち1人が県立三次へ行きたいけえ言うて受けた。合格した。あと4人ですよ。あの子が行ったけえ自分もじゃあ、県立じゃないけどほかのところへ行きたいと言った。友達なんじゃけえ私も行きたい。小さい所で人間関係がそういう風になっているからこそなんです。そしたら男の子が例えば1人になる。僕1人じゃったら嫌じゃけえ僕も。そういう風に小さい規模の学校っていうのは、そういう風なことが毎年起こる可能性があるというところで来とるんですよ。その中に自由学区というものがあるわけであって、例えばこの中で言った時に1人2人という数であったにしても、それが学校のその学年の存続になるかどうか。そしたらこの学年は例えば5人おったんが2人も行って、もう3人しか中学校上がらんようになったいうことになったら、その次の学年の子はどうなるか。保護者がまた不安になる。じゃあわしらあもそういう風に考えないけんのだろうか。そういうようなね、やっぱり実態があるから、私はずっと自由化というのは整理を一旦してから、考えるべきなんじゃないかなというのをはじめからずっと言わせていただいているんですよ。そこをやっぱり大事にしていかないと、小規模の中学校からすれば厳しいですよ。

委員長

ちよっともう時間がありますので。
今のお話、この委員会でもどの程度扱えるかどうかということではございますけれども、やはり議論としては前提として深めておく必要があるだろうなということと、もう1つ、先ほど選択制でもいろいろあるということを申し上げました。端的に言いますと、例えば小規模校のみ選択の対象にするという小規模特認校制度というのがあるんですよ。ですので、教育委員会が指定する小規模の中学校、あるいは小学校のみを対象にするっていう選択制度にも変えることが出来ると思います。ですので、中規模校から中規模校っていうことは、それは十分な環境がある所なんだから小中一貫教育もあるのだし、部活の選択肢も中規模校はたくさんあるんだから、その選択は無しにして、それでも中規模校、大規模校から、小規模校の方がやっぱり、うちの子大事に見てもらえるんじゃないかと、部活動の選択肢は少ないかもしれないけど、地域の人たちと一緒に学ぶことができるんじゃないかということに価値をおく方は、小規模校だけを選べる。そういう仕組みもありますので、まあいずれにしても適正規模という観点から考え

て今、要は学校規模が小さくなっていく中で無視できない制度だということは確認ができましたので、これについては事務局の方、この議論に資する資料整理していただいて、私の方も検討させていただいて議論全体を整理した上で深めていきたいと思います。時間の関係もございますので、ここで一旦締めさせていただきますという形にさせていただきたいと思います。

2. 議事(4)その他

委員長 それでは、続いて、次第2議事の(3)その他にまいります。
私の方では特に用意していることはありませんけれども、事務局から説明があります。

事務局 事務局の方からお願いをしたいことなのですけれども、第1回の会議録議事録について確認をどのようにさせていただいたら良いのか、確認を改めてさせていただきたいと思います。

委員長 議事録ですね。これについては、大変なお仕事なんですけどやっただいて、逐語的に文字おこしをしていただきました。ただマルの位置がどうなのかな、漢字がちょっと間違っているかなというところは、改めて事務局と私の方で中心に確認をさせていただきます。ただ発言の内容につきましては、“これ私の発言だけど、ちょっと意味が変わっちゃってる”というようなことがあるかもしれませんので、それについてはご確認いただいて、1週間くらいということでもよろしいでしょうかね、来週の水曜日くらいまでに、“ここ、こういうふうに修正して欲しい。主旨がちょっと違っている“ということがあれば事務局の方にご連絡いただくようにして、それでまあ、整えまして議事を確定するというにさせていただきます。よろしいでしょうか。
次回委員会について、事務局から説明があります。

事務局 <<事務局説明>>
私からは、次回第3回委員会の概略を申し上げます。
まず、日時ですが、12月23日水曜日17時からです。午後5時からです。
場所については、本日同様三次市役所本館6階会議室を予定しております。開催通知の際に、改めてご案内させていただきます。
よろしく願いいたします。

委員長 次回第3回委員会の案内が、後日事務局から郵送されますので、委員の皆さま、ご出席くださいますようよろしくお願いいたします。

それでは、これで次第2議事（4）を終わります。

ここで、進行を事務局へお返しします。

3. 閉会

事務局 はい。それでは、これをもちまして、第2回三次市学校規模適正化検討委員会を終了します。

委員の皆さま、お疲れさまでした。ありがとうございました。